

第一種圧力容器の製造時等検査は 一般社団法人日本ボイラ協会

中四国検査事務所へ

全面移行します

広島労働局での申請受付は 平成30年3月31日まで

- ◇ 受付停止日 平成30年4月1日
- ◇ 対象機械 特別特定機械（第一種圧力容器）
- ◇ 対象の検査 製造時等検査（構造検査・溶接検査・使用検査）

圧力容器は保有するエネルギーがばく大であり、製造時や使用時にミスがあると大きな災害に繋がることから、一定の規模の圧力容器（第一種圧力容器）などは公的機関の検査を受けることが義務付けられています。

従来、広島労働局が行っていた製造時等の検査は、民間活用の観点から厚生労働大臣の登録を受けた一般社団法人日本ボイラ協会中四国検査事務所（広島市中区鉄砲町7番8号NEXTビル3階）へ移行します。

これにより、平成30年4月1日から広島労働局では製造時等の検査申請の受付を停止することとなります。

1 登録製造時検査機関である

一般社団法人日本ボイラ協会中四国検査事務所へ移行

第一種圧力容器については労働安全衛生法第38条第1項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けることとされており、天災その他の事由により業務を実施することが困難となったときその他必要があると認めるときに、都道府県労働局長が自ら検査を実施することとされています。

今般、登録製造時等検査機関である一般社団法人日本ボイラ協会中四国検査事務所において第一種圧力容器の製造時等検査を全面的に実施できる体制が整ったことから、広島労働局による製造時等検査申請の受付を停止いたします。

2 受付停止に当たっての経過措置等

広島労働局では、受付停止日以降は、製造時等検査の申請書は受理しませんが、受付停止日以前に申請を受付けた製造時検査については、受付停止日以降であっても検査を実施します。

なお、一般社団法人日本ボイラ協会中四国検査事務所では、従来から製造時等検査申請を受付けており、平成30年4月1日以前であっても受付を行います。

3 広島労働局で引き続き実施する業務

受付停止日以降も引き続き以下の業務を実施します。

- (1) 製造許可申請及び製造許可変更報告に関する業務
- (2) 材料の使用の可否等、構造規格の規定の解釈に係る問い合わせ

4 その他

ボイラーの製造時等検査は、引き続き広島労働局で実施します。